

奈良県告示第百五十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び葛城市市民生活部環境課（葛城市柿本一六六番地）において一般の縦覧に供する。
平成二十八年七月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
東洋アルミニウム株式会社新庄製造所 所長 篠原 吉之
葛城市新町二二八番地一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋アルミニウム株式会社新庄製造所
葛城市新町二二八番地一
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十六号イに掲げる洗浄施設、同号ロに掲げるろ過施設及び同号ホに掲げる廃ガス洗浄施設
- 四 変更しようとする事項の内容
 - 1 特定施設の使用の方法における汚水等の量を別表一のとおり変更する。
 - 2 汚水等の処理方法を別表二のとおり変更する。
 - 3 排出水の汚染状態及び排出水の量を別表三のとおり変更する。

別表一

施設名		項目		変更前		変更後	
無機顔料製造業の用	特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大の量（単	通常	最大	一七五	一九〇	三七・〇	五〇・四
		通常	最大	一七五	一九〇	三七・〇	五〇・四

施設	に供する洗浄	に供する洗浄
無機顔料製造業の用に供する過	特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大の量(単位 m ³)	位 m ³)
	一〇〇	
	一一〇	
	〇	
	〇	

別表二

施設名	項目	雑排水処理装置			
		能力	排水処理施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大の量(単位 m ³)		
施設名	項目	能力	通常	前	処理
				後	処理
				前	処理
				後	処理
施設名	項目	能力	最大	前	処理
				後	処理
				前	処理
				後	処理
施設名	項目	能力	通常	前	処理
				後	処理
				前	処理
				後	処理
施設名	項目	能力	最大	前	処理
				後	処理
				前	処理
				後	処理

製造排水処理装置	の一日当たりの通常量及び最大の量(単位 m ³)	排出水の排出方法	
		前	後
水専用は二)	排出口の数 三(うち雨水専用は二)	五 一七	前 処理
		五 一七	後 処理
		〇 一九	前 処理
		〇 一九	後 処理
雨水専用は九)	排出口の数 一〇(うち雨水専用は九)	・ 三 三七	前 処理
		・ 三 三七	後 処理
		・ 四 五〇	前 処理
		・ 四 五〇	後 処理

別表三

排水口名	No. 1排水	項目				変更前	変更後
		排出水の汚染状態	水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)		
		七・〇	七・二	三・〇	九・一	通常	変更前
		五・八	・六	一五	二〇	最大	
						通常	変更後
						最大	

					N o. 2 排 水 口				
					排 出 水 の 汚 染 状 態	排 出 水 の 濃 度 (水 素 イ オ ン 濃 度 ・ 水 素 指 数)	排 出 水 の 量 (m^3 / 日)		
単 位 mg / l	浮 遊 物 質 量 (SS)	位 mg / l	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C OD) (単 位 mg / l)	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD) (単 位 mg / l)				単 位 mg / l	浮 遊 物 質 量 (SS)
	一五		九・〇	六・〇	・二	七・〇 〜 七	二		一〇
	二〇		二〇	一〇	・六	五・八 〜 八	四		一五
	六・三		六・七	三・二		七・七	〇		
	一一		八・三	七・〇		八・〇	〇		

	日 排出水の量 (m ³ /)	三三三	三七一	一九六・六	二二五・四
--	-------------------------------	-----	-----	-------	-------